

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

平成8年の水道法改正により創設された指定給水装置工事事業者制度は、全国一律の指定基準で運用されてきたが、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の数が大幅に増えたことから、水道事業者による指定工事事業者の事業実態の把握や技術指導が困難となっただけでなく、所在不明や違反行為等の多くの問題が生じている。

現行制度は更新規定がないため、事業の廃止や休止等の把握が難しく、また、指定工事事業者が、複数の水道事業者から指定を受けている場合には、水道事業者による指導・監督等が困難な状況になっている。

一方、業界に与える負担や実態とのかい離の防止を目的に、建設業や電気工事業では、指定に一定の有効期間を定めている。

よって、国におかれては、指定工事事業者の資質を向上させるため、建設業等と同様に、指定給水装置工事事業者制度においても、指定に一定の有効期間を設けた更新制を導入されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

厚生労働大臣